

## 船橋市身体障害者福祉センター事業運営委員会要綱

### (目的)

第1条 船橋市身体障害者福祉センターが、身体障害者福祉センター事業及び身体障害者の福祉の増進を図る事業を効果的に推進するために、「船橋市身体障害者福祉センター事業運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、この事業の計画・運営に関して身体障害者及び身体障害者関係団体等の意思を反映させることを目的とする。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 船橋市身体障害者福祉会の代表者
- (2) 船橋市身体障害者福祉会婦人部の代表者
- (3) 船橋市視覚障害者協会の代表者
- (4) 船橋市聴覚障害者協会の代表者
- (5) 登録通所者の代表者 2名
- (6) 登録通所者の家族 2名
- (7) 船橋市ボランティア連絡協議会の代表者
- (8) 船橋市社会福祉協議会の職員
- (9) 障害福祉課長
- (10) 身体障害者福祉センター所長

### (協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 登録通所者の身体障害者福祉センター事業の計画・運営について
- (2) 市内在住身体障害者の身体障害者福祉センター事業の計画・運営について
- (3) 市内在住在勤の市民への講習会等の啓発事業の計画・運営について
- (4) 身体障害者福祉センターの事業運営に関するボランティア団体との調整について
- (5) 身体障害者の福祉の増進を図る事業について
- (6) その他身体障害者福祉センターの事業運営に関することについて

(会議等)

第4条 障害福祉課長は、必要に応じて委員会を開催し、議長となり、議事を掌理する。身体障害者福祉センター所長は、これを補佐し、障害福祉課長に事故がある場合は、この職務を代理することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、身体障害者福祉センターにおいて処理する。

## 附 則

(施行期日)

- 1.この要綱は、平成7年3月10日から施行する。  
(身体障害者デイ・サービス事業運営懇談会要領の廃止)
- 2.身体障害者デイ・サービス事業運営懇談会要領(平成4年3月16日施行)は廃止する。
- 3.この要綱は、平成10年3月1日から施行する。
- 4.この要綱は、平成23年3月10日から施行する。